

欧州では夏の気温がセ氏 40 度を突破している。日本と同じようにセ氏 35 度近くまで上昇した英国で、高温下の労働の法規制を求める声が上がっている。英国の労働組合会議 (Trades Union Congress) のガイダンスは、通常の適正作業温度は 16℃～24℃、屋外の激しい作業の上限は 27℃、室内軽作業の上限は 30℃とし、政府に法的上限温度の導入と義務化、職場閉鎖の検討などを求めている。

しかし日本では、労働組合のナショナルセンターの対応は、企業は安全衛生法や厚生労働省令を守れという主張を出していない。地域の建設関係労組では、「猛暑日の作業は中止」「WBGT30 超では高強度作業を避けるべき」などと、より厳しい対応を求める声もある。

いくら政府や自治体が「今日は災害級の猛暑なので外に出るな」とアナウンスしても、労働規制が甘ければ職場や現場では健康障害や死者が出る。危険な作業の禁止、安全対策への投資は待ったなしだ。米国のジャコバンサイトの記事を以下に紹介する。

↓

<https://jacobin.com/2025/07/uk-heat-waves-workers-rights>

■危険な熱波は労働者の権利問題である

フィル・ジョーンズ

リアム・ムラリー

英国では、労働党が雇用権利法案を推進しています。これは現政権による稀有な前向きな介入です。この法案の最大の欠陥の一つは、猛暑時の労働者の安全確保に関する規定が欠如していることです。

労働党の看板法案である雇用権利法案は現在、貴族院での審議の最終段階にある。ヨーロッパの大部分を襲った猛暑を受け、貴族院議員らは同法案の最終修正作業を進めている。政府はこの法案を「一世代で最大の労働者権利の進歩」と称賛している。

スペイン、イタリア、フランス、ポルトガルなどの国々では気温が最近 40 度 (華氏 104 度) を超え、英国では 35 度 (華氏 95 度) 近くまで上昇 (記録上 2 番目に暑い 6 月を終えた直後) しており、大陸の多くの地域で深刻な気象警報が発令され、休校や原子力発電所の稼働停止といった措置が取られている。大陸上空に広がる「ヒートドーム」が引き起こすこの異常気象は、公衆衛生システム、インフラ、そして適応戦略のレジリエンス (回復力) を試している。同時に、気候変動によってこのような状況がますます頻繁に発生すると警告されている。

当初多くの人々が期待していた内容からは大幅に骨抜きにされたものの、雇用権利法案は現政権による稀有な前向きな介入と言えるだろう。しかし、気温が上昇するにつれ、この法律には依然として大きな欠陥が残っている。それは、猛暑時の労働者の安全確保に関する規定だ。

オートノミー研究所の最近の調査によると、今後数十年で英国の労働者数百万人が危険な労働温度にさらされることが明らかになった。2020年代末までに、英国の労働者のほぼ3分の2が、気温が35度を超える猛暑の中で働くことになる可能性があることがわかった。2050年までに、夏の猛暑により2,710万人の労働者が危険な温度にさらされる可能性がある。

調査結果は、労働者が危険な環境で働かされることのないよう、新たな法律を制定することが急務であることを浮き彫りにしている。私たちは最近の報告書「極度の暑さ」の中で、可能な対策を提示している。最も緊急なのは、法定の最高作業温度を導入することだ。この温度を超える作業は、法的に危険と分類される。労働組合会議(Trades Union Congress)のガイダンスでは、通常許容される作業温度は16°Cから24°C(華氏60度から75度)とされている。このガイダンスでは、屋外での激しい作業には27°C(華氏81度)、その他の作業には30°C(華氏86度)の最高作業温度を採用することを推奨している。

同時に、雇用主は屋外で働く労働者を暑さや日中の最も暑い時間帯の最悪の影響から守る法的義務を負うべきだ。これは、日差しを遮るシェルターや飲料水を提供することを意味する。また、日中の最も暑い時間帯に作業を中断することも含まれるかもしれない。

猛暑の中での作業には様々なリスクがあり、気温が上昇するにつれてリスクは深刻化する。研究によると、気温が20度台後半でも、集中力の低下や疲労感から、職場での事故リスクや生産性の低下が増加することが明らかになっている。手のひらに汗をかくといった些細なことでも、作業員が滑ったり物を落としたりする可能性が高まる。しかし、気温が極端に高くなると、より直接的な健康リスクが顕在化し始める。熱中症や虚脱、混乱、そして最終的には重度の臓器障害や死亡のリスクが高まる。

当然のことながら、屋外労働者、特に建設作業員や清掃員は、極度の暑さに最もさらされている。2040年までに、これらの労働者の100万人以上が、異常気象時だけでなく、夏季を通して27°Cを超える気温の中で働くことになる予想されている。これは危険な「ニューノーマル」の確立を意味し、対策を講じなければ、必然的に死に至るだろう。

英国はますます暑さを増しているが、建物は依然としてこの暑い夏に適していない。そのため、屋外で直接暑さにさらされる人々に加え、何百万人もオフィスワーカーも暑さの影響を受けている。現行法では、建物内の温度は「適切」であるべきとされているが、適切な作業温度自体は定義されていない。法的に最高作業温度を定めることで、雇用主は建物を暑さに対応できる適切な設備を整えるインセンティブが生まれる。また、既存の住宅改修プログラムを職場にも適用することで、空調システムへの依存度を軽減できるだろう。

安全な作業温度を定義することは、特に過激な提案ではない。英国では、既に最低作業温度が定められている。これらはあくまで「ガイドライン」として存在しているものの、雇用主が介入す

る可能性は、暑い天候よりも極寒の天候の方がはるかに高くなる。同様に、世界の他の地域では、既に最高温度が定められている。例えばスペインでは、座り仕事の最高温度は 27℃、軽作業の最高温度は 25℃ (華氏 77 度) と定められている。

最低作業温度に関して採用されているガイダンス方式では、雇用主が介入する場合もあるが、最高作業温度の法的定義を定める方がはるかに効果的だろう。これにより、労働組合は、労働者が危険な状況によって深刻な被害を受ける前に、危険な作業環境に介入するために必要なツールを手に入れることができるだろう。

雇用権利法案はまだ成立しておらず、英国政府が気候変動への耐性を強化し、何百万人もの労働者を守るために断固たる行動を起こす時間はまだ残っている。実際、ここ数週間、政府はこの法案に親の忌引休暇に関する新たな規定を追加することを確認した。気候変動の崩壊は既に現実のものとなり、今後数十年でさらに悪化することが予想される中、断固たる行動を避ける言い訳はないのだ。